

札幌市立琴似小学校おやじの会 規約

第1条【名称及び所在地】

本会を「琴似小学校おやじの会」とする。

この団体を次の所在地に置く。

札幌市西区琴似2条7丁目1-30 札幌市立琴似小学校内

第2条【目的】

琴似小学校の子ども達が健やかに育つ環境づくりのために、琴似小学校及び琴似小学校PTAと連携し、子どもの心身の健康と安全を図るべく琴似小学校に通う全ての児童達のために汗を流すことを目的とする独立団体である。また活動を通して「おやじ」達の親睦を図る。

第3条【活動】

「できるときに」「できるひとたちが」「できることをする」を、おやじの会の活動におけるモットーとし、その上で、主な活動は以下の通りとする。

- ・学校、PTA、地域が行う行事への協力
- ・学校施設ならびに環境の維持、改善への協力
- ・防犯パトロール活動への協力
- ・地域奉仕作業への参加
- ・独自行事の企画、運営
- ・その他

第4条【会員の範囲・資格】

〈正会員〉

琴似小学校在校生に扶養児童を持ち、本会の主旨に賛同する保護者とする。

〈特別会員〉

下記の要件で本会の主旨に賛同し、入会を希望するものを特別会員とする。

- ・琴似小学校の校長、教頭及び教職員
- ・琴似小学校卒業生の保護者または校区内在住者

第5条【入会・退会】

本会の入会・退会は原則自由とする。

〈会員の募集〉

随時行う。募集方法は応募用紙又は本会会員の募集活動によるものとする。

〈入会〉

入会希望者は、本名、児童の名前、及びクラス(子どもが複数の場合はすべて)、連絡先となる電話番号又はメールアドレスを登録する事により入会したものとする。

〈退会〉

退会の意思を会員に伝えた事により退会とする。

第6条【運営予算】

本会の運営、活動は次の収入により行うものとする。

会員からの年会費 年会費 1,200 円(年度途中での入会の場合は残月数×月 100 円とする。)

寄付金品

その他

本会の活動は主に会員からの年会費、により運営される。

活動費が不足した場合には、臨時会費を徴収して補う。

第7条【会員名簿】

適正かつ必要な範囲で会員名簿を作成し、会員・教職員・PTA役員に対しては相互のコミュニケーションを図る目的でこれを開示する。

第8条【連絡方法】

当会の活動については以下のように会員へ通知する。

〈重要通知〉

会員の子どもを通して書面にて通知する。また、特別会員についても同様のものを書面にて通知する。

[当会役員]→[PTA担当者]→[各担任]→[会員の子ども]→[会員]

〈通常連絡〉

電子メール又は電話にて連絡を行う。

第9条【総会、役員を選出】

〈総会〉

新年度1ヶ月以内を目処に定期総会を毎年開催する。また役員の総意により必要に応じて臨時総会を開催することができる。

〈役員〉

定期総会において以下の役員を選出し、任期は次期定期総会までの1年とする。

会長: 1名

副会長: 3名

幹事長: 1名

幹事(若干名)

第9条【設立年月日・規約施行日】

本会の設立は平成 29 年 6 月 18 日とする。

本会規約は平成 29 年 6 月 18 日より施行する。

●附則【個人情報の取り扱いについて】

琴似小学校おやじの会は、適正かつ公正な手段によって会員の情報を収集します。また個人情報保護法を遵守し、個人の情報は適切に取り扱うと共に、正確性と機密保持に万全を尽くすよう努めます。